

当法人は、役員（理事、監事、評議員）に対する報酬は
一切支給されておられません

公益財団法人関西盲導犬協会
役員等報酬および費用支払いに関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人関西盲導犬協会（以下「この法人」とする。）の定款第 18 条および第 36 条の規定に基づき、この法人の役員等報酬および費用支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第 30 条に基づき置かれる理事および監事、および定款第 14 条に基づき置かれる評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 4 条 この法人の理事、監事および評議員は無報酬とする。

(費用弁償)

第 5 条 この法人は、その職務の執行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく実費を支払うものとし、日当は支給しないものとする。

(公 表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会において行うものとする。

(委 任)

第 7 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、公益財団法人関西盲導犬協会の設立登記にあたった日から施行する。